

会計室

更新日：令和5年2月28日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知（R4/1/7）があり、以下の対応を実施した。

（1）実施中の取組

- ・病気回復後の自宅待機や体調不良による出勤見合わせにおけるテレワークの実施
- ・定期的な換気と執務室内のアルコール消毒
- ・飛沫防止シートの設置

（2）第6波に向けての検討（R4/1/13 実施）

- ・勤務場所分散の検討（テレワーク端末、会議室の活用による分散）
※令和2年4月の緊急事態宣言時は、イントラ研修室を活用した。（所管局と要調整）
- ・業務継続計画（新型インフルエンザ当対策編）に基づく「縮小業務」及び「継続業務」のうち優先度の低い業務の確認

（3）保健所応援体制の強化に向けた取り組み（R4/1～R4/2 実施）

- ・川崎区役所への応援業務に伴い、関係局との打合せを実施した。
- ・応援業務に伴う区役所への職員派遣の実施に際し、あらかじめ会計室内での周知や業務内容の説明、さらに、マニュアルの確認や職員割振りのための日程調整等を行った。

○会計事務研修等における研修環境の感染防止対策の取組み（R2～実施）

- ・会計事務研修及び総合財務会計システム操作研修の実施にあたり、例年より研修日の日数を増やし、1回あたりの受講者数を減らすことで人数の分散を図った。
- ・研修の実施にあたり、マスク着用等の感染症予防に係る注意喚起をし、研修会場の入口にアルコール消毒液を設置した。